

町田市成瀬子どもクラブの管理運営に関する基本協定書(案)

町田市（以下「甲」という。）と地方自治法第 244 条の 2（昭和 22 年法律第 67 号）及び町田市子どもセンター条例（平成 11 年町田市条例第 10 号）（以下「センター条例」という。）第 10 条に基づき指定した指定管理者である○●○●株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、成瀬子どもクラブ（以下「子どもクラブ」という。）の管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、センター条例第 9 条に規定する子どもクラブの管理運営を、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 子どもクラブの管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、法人たる乙の能力を活用しつつ、市民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある。

（公共性及び法人の趣旨の尊重）

第3条 乙は、子どもクラブの設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が法人によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

(指定管理の物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の有効な期間は、センター条例第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経て指定された期間である 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日である。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第8条 乙が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 子どもクラブの使用の承認に関する業務

(3) 子どもクラブの施設及び維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定した業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、「町田市子どもクラブ業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

(甲が行う本業務の範囲)

第9条 次の本業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 非常通報装置（学校 110 番）の保守点検に関する業務

(2) 管理施設の目的外使用許可

(3) 管理施設の修繕業務（詳細については第 16 条第 1 項を参照のこと）

(4) 本業務における業務実施状況の確認に関する業務

(本業務の実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(仕様書の変更)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、仕様書を変更することができる。

(本業務の範囲及び実施条件の変更)

第12条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた本業務の実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は本業務の実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、仕様書及び事業運営に関する計画等（以下「計画書」という。）に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、仕様書及び計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書、計画書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、計画書に示された水準によるものとする。

(開館準備)

第14条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、仕様書で定められた業務で、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（管理施設の維持保全）

第16条 管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の維持保全については、1件につき3万円（消費税及び地方税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施することを原則とする。
- 3 前2項に定めのない事項については、甲と乙の協議において実施するものとする。

（緊急時の対応）

第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（情報管理）

第18条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 物品等の扱い

(甲による物品の貸与)

第19条 甲は、別紙 2 に示す物品（以下「物品（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、物品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 甲又は乙は、物品（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、必要に応じて当該物品等を購入または調達するものとする。なお、費用の負担者については、甲と乙の協議により決定する。

4 乙は、故意または過失により物品（Ⅰ種）を毀損・滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第20条 乙は、指定管理料より購入又は調達した物品（以下「物品（Ⅱ種）」という。）を、本業務の実施のために供するものとする。

2 物品（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務の実施用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理料で当該物品を購入又は調達するものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙が自己の費用で購入又は調達した物品（以下「物品（Ⅲ種）」という。）を、本業務実施のために供することができるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(本業務に係る書類の提出)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

(1) 年間計画書

(2) 職員の構成

(3) 職員の履歴及び資格に係る事項

(4) 非常勤職員の雇用に係る事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

- 2 前項各号については事項の変更があるごとに提出するものとする。
- 3 乙は、計画書を変更しようとするときは、甲との協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第22条 乙は、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

(1) 年間報告書

(2) 例月の報告に関する事項（子どもクラブの事業日誌、利用者集計等）

(3) 管理運営の実施状況、利用状況、管理運営に要した費用の収支状況等に関する事項

(4) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、甲が第36条、第37条又は第38条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から45日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入りを行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなけ

ればならない。

第6章 指定管理料

（指定管理料の支払い）

第25条 甲は、本業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途年度協定に定めるものとする。

3 乙は、当該月の7日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に提出するものとする。甲は、当該請求書を受領してから14日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第26条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動、並びにその他のやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第27条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第28条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対

して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。ただし、甲が設置したものに限る。

（１）建物損害保険（火災共済保険）

（２）甲が所有する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険（全国市長会市民総合賠償補償保険）

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

（１）賠償責任保険

（２）傷害保険

（不可抗力発生時の対応）

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用の負担）

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

（不可抗力による一部の本業務実施の免除）

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を

受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

（本業務の引継ぎ）

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状復帰義務）

第34条 乙は、本協定の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

（管理物品の扱い）

第35条 本協定の終了に際し、管理物品の扱いについては、次のとおりとする。

- （1）物品（Ⅰ種）及び物品（Ⅱ種）のうち管理物品（備品）及び管理物品（その他）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- （2）物品（Ⅲ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(甲による指定の取り消し)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 乙が倒産し、または財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき

(2) 業務に際し不正行為があったとき

(3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

第37条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき

(3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する

ものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条、第34条及び第35条の規定は、第36条、第37条及び第38条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(調査及び監査等)

第41条 甲は、本業務の適正を期するため、乙に対して当該管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

2 乙は、本業務について年1回以上、子どもクラブ利用者へのアンケート調査を行うものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙が行う自主事業を実施するに当たって、甲は別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第43条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知もしくは立会いを行い、又は説明もしくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第47条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第48条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所立川支部を第一審の管轄裁判所とする。

(暴力団等の排除)

第49条 乙は公の施設の管理運営にあたり、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力を排除するために、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、甲が町田市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、甲の契約から排除する措置（以下「入札参加資格停止措置」という。）を行った事業者を公の施設の管理運営に関する契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容により、当該事業者を契約の相手方とする必要があると認められるときはこの限りではない。

(2) 乙が公の施設の管理運営に関する契約を締結するときには、契約の相手方が甲から入札参加停止措置を受けた場合、当該契約を解除又は解約できる旨を契約条項に規定しなければならない。

(3) 乙は、公の施設の管理運営に関して不当要求行為等を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届けなければならない。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月1日

甲 所在地 町田市森野二丁目2番22号
名 称 町田市
代表者 町田市長

印

乙 所在地
名 称
代表者

印

別紙 1 用語の定義

- (1)「指定開始日」とは、議会の議決を経て指定された期間の開始日のことをいう。
- (2)「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3)「自主事業」とは、第 33 条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4)「計画書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業運営に関する計画書のことをいう。
- (5)「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
- (7)「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (8)「管理物品（備品）」とは、使用可能期間が 1 年以上かつ購入価額が 3 万円以上の物品及び以下に定める物品をいう。①デジタルカメラ、②プレーヤー（CD・DVD・ブルーレイ等）、③ラジカセ、④マイク類、⑤掃除機、⑥扇風機、⑦加湿器、⑧空気清浄機、⑨自転車
- (9)「管理物品（その他）」とは、使用可能期間が 1 年以上かつ購入価額が 3 万円未満の物品、管理物品（備品）及び消耗品に該当しない物品、図書をいう。
- (10)「消耗品」とは、①使用可能期間が 1 年未満の物品、②ガラス製品、陶磁器その他の破損しやすい物品（美術品及び骨とう品を除く。）、③記念品、ほう賞品その他これらに類する物品、④使用目的により、甲が消耗品として扱うことを適当と認める物品をいう。

別紙 2 管理物件

(1) 管理施設

名 称	位 置
成瀬子どもクラブ	町田市西成瀬二丁目 4 9 番 4 号

(2) 管理物品

① 物品 (Ⅰ種)

甲が無償で乙に貸与する物品 (施設において受け入れた寄附物品を含む)

i 管理物品 (備品) 内訳

物品番号	物品名

ii 管理物品 (その他)

② 物品 (Ⅱ種)

乙が指定管理料より購入又は調達した物品

③ 物品 (Ⅲ種)

乙が自己の費用で購入又は調達した物品